

(改訂前)	(改訂後)
<p>償却・引当に関する検査について</p> <p>・ 償却・引当に関する検査の目的</p> <p>償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じた償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。</p> <p>また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。</p> <p>さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。</p> <p>したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。</p> <p><u>(注1) 割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所見の見直しを行うこととする。</u></p>	<p>償却・引当に関する検査について</p> <p>・ 償却・引当に関する検査の目的</p> <p>償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じた償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。</p> <p>また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。</p> <p>さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。</p> <p>したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。</p>
(略)	(略)

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)		(略)	(略)	
(1) 一般貸倒引当金	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する償却及び要注先に対する償却について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の償却額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。</p> <p>そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、償却の金額別、債務者の規模別、個人・法人別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の償却の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。</p> <p>予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、償却の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、償却の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p>	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する償却及び要注先に対する償却について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証する。</p> <p>平均残存期間等の検証</p> <p>平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>具体的には、当座貸越に係る償却をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している償却をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>また、要注先に対する償却を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、償却放棄額、償却売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映し</p>		<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する償却及び要注先に対する償却について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の償却額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。</p> <p>そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、償却の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、償却の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の償却の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。</p> <p>予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、償却の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、償却の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p>	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する償却及び要注先に対する償却について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証する。</p> <p><u>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</u></p> <p>平均残存期間等の検証</p> <p>平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>具体的には、当座貸越に係る償却をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している償却をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>また、要注先に対する償却を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、償却放棄額、償却売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映し</p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
	<p>特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。</p> <p>(一般貸倒引当金の算定方法) 予想損失額を算定する方法 予想損失額 = 債権額 × 予想損失率 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 貸倒実績率による方法 $\text{貸倒償却等毀損額} \div \text{債権額}$ 倒産確率（件数ベース）による方法 $\text{倒産確率} \times (1 - \text{回収見込率})$ (注)「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。</p>	<p>ていない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。</p> <p>また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。</p> <p>(中略)</p>		<p>特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。</p> <p>(一般貸倒引当金の算定方法) 予想損失額を算定する方法 予想損失額 = 債権額 × 予想損失率 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 貸倒実績率による方法 $\text{貸倒償却等毀損額} \div \text{債権額}$ 倒産確率（件数ベース）による方法 $\text{倒産確率} \times (1 - \text{回収見込率})$ (注)「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。</p> <p>なお、<u>要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(以下、「DCF法」という。)</u>がある。</p>	<p>ていない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。</p> <p>また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。</p> <p>(中略)</p> <p>□. DCF法に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証 <u>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)に基づいて貸倒引当金が算定されているかを検証する。</u></p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
正常先に対する債権に係る貸倒引当金	(略)	(略)		(略)	(略)	
要注意先に対する債権に係る貸倒引当金	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積っていかば妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>	<p>(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。</p> <p>(注) 要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p>	<p><u>イ、貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法</u></p> <p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、<u>貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法を用いる場合</u>、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積っていかば妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先（以下、「<u>その他要注意先</u>」という。）に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、<u>通常</u>、妥当なものと認められる（下記口及びハを参照）。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p>	<p><u>イ、貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</u></p> <p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、<u>通常</u>、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>	<p>(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。</p> <p>(注) 要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p>

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
				<p>ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法</p> <p>(イ) 要管理先の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</p> <p>DCF法は債権単位で適用することが原則であるが、債務者単位で適用している場合であっても、合理性があると判断されれば妥当と認められる。</p> <p>なお、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用できなかった債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが望ましい。</p> <p>(ロ) 将来キャッシュ・フローの見積り</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは銀行の最善の予測でなければならず、回収実績等、客観的根拠をベースに不確実性を適切に反映するなど慎重に決定し、每期見直さなければならない。</p>	<p>ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法の検証</p> <p>(イ) DCF法を採用している場合には、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金が計上されているかを検証する。また、債務者単位で適用している場合は、合理性があるかを検証する。</p> <p>なお、DCF法を適用できなかった場合の個別的な残存期間の算定に当たっては、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整を合理的な方法に基づいて行っているかを検証する。</p> <p>(ロ) 将来キャッシュ・フローの見積りの検証</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいた銀行等金融機関による最善の予測となっているかを検証する。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、債務者に影響する諸般の事情を検討した上で、過去の回収実績等合理的かつ客観的な証拠に基づき慎重に決定されているかを検証する。</p> <p>また、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、決算の都度見直されているかを検証する。貸倒引当金の計上額についてバック・テストを行い、最善の予測と将来の結果との乖離が生じた場合には、必要に応じ、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオ等を含めた貸倒引当金の計上方法を見直しているかを検証する。</p> <p>さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、不確実性を反映させるため必要な調整を合理的かつ客観的な証拠に基づき行っているかを検証する。この場合において、「必要な調整」には、例えば、内部で蓄積している</p>	<p>(注)「大口債務者」とは、当面、与信額が100億円以上の債務者をいう。以下同じ。</p> <p>(注) 残存期間の算定方法の考え方については、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)を参照。</p>

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
				<p>(八)割引率</p> <p>割引率は、債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率とする。</p> <p>なお、当初の約定利率が、事後的に変動する金利に基づいて決定される場合においては、割引率を、貸出条件緩和直前の約定利率に固定する方法、貸出条件緩和直前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法などがあるが、いずれの方法で割引率が決定されているとしても、それが継続して適用されているかを検証する。</p> <p>(二)総額の適切性等</p> <p>DCF法に基づく貸倒引当金計上額が、要管理先の大口債務者の信用リスクの程度を十分に充たす必要がある。</p> <p>また、被検査金融機関のDCF法の適用及び貸倒引当金の決定は、合理的かつ客観的な証拠によって裏付けられなければならない。</p> <p>八. 要管理先又は破綻懸念先からその他要管理先に上位遷移した大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法</p> <p>前期以前に要管理先又は破綻懸念先としてDCF法又は個別的な残存期間を算定する方法により貸倒引当金を算定していた大口債務者が、その他要管理先に上位遷移した場合、原則として経営改善計画等の期間内は、DCF法又は上記イに掲げる要管理先に対する債権に係る貸倒引当金の算定方法（平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見積る方法）を適用することが望ましい。</p>	<p>信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用して調整する場合を含む。</p> <p>(八)割引率の検証</p> <p>将来キャッシュ・フローを債権の貸出条件の緩和を実施する前に当該貸出金に適用されていた約定利率、又は、取得当初の実効利率で割り引いているかを検証する。</p> <p>なお、当初の約定利率が、事後的に変動する金利に基づいて決定される場合においては、割引率を、貸出条件緩和直前の約定利率に固定する方法、貸出条件緩和直前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法などがあるが、いずれの方法で割引率が決定されているとしても、それが継続して適用されているかを検証する。</p> <p>(二)総額の適切性の検証</p> <p>DCF法に基づく貸倒引当金計上額と過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき今後の一定期間における予想損失額を見込む方法によって算定した金額とを比較する等により、貸倒引当金の水準の十分性や合理性について検証する。</p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
<p>(2) 個別貸倒引当金及び直接償却</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。</p> <p>なお、個別貸倒引当金は、毎期必要額の算定を行う。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。</p> <p>「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」</p> <p>イ. 分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。）</p> <p>上記イの方法により算定を行う場合</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p> <p>イ. 分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合</p> <p>(1) 今後の一定期間の検証</p> <p>予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。</p>		<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。</p> <p>また、個別貸倒引当金は、毎期必要額の算定を行う。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、貸倒引当金の計上方法としてDCF法がある。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。通常、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。</p> <p>なお、大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</p> <p>「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」</p> <p>イ. 分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。）</p> <p>上記イの方法により算定を行う場合</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。</p> <p>キャッシュ・フローの合理的な見積りについては、<u>要注</u>先に対する債権に準じて行っているかを検証する。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p> <p>イ. 分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合</p> <p>(1) 今後の一定期間の検証</p> <p>予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、<u>通常</u>、検証を省略して差し支えないものとする。</p>	

		(改訂前)		(改訂後)		
項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
	<p>においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうち分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として</p>	<p>(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>(ハ) 異常値控除の検証</p> <p>特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証</p> <p>予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(ホ) 予想損失率の検証</p> <p>予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p> <p>なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ア) 前期以前の予想損失額の検証</p> <p>個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予</p>		<p>においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうち分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として</p>	<p>(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>(ハ) 異常値控除の検証</p> <p>特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証</p> <p>予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(ホ) 予想損失率の検証</p> <p>予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p> <p>なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ア) 前期以前の予想損失額の検証</p> <p>個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予</p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
	<p>計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する償権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。</p>	<p>予想損失率の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失率の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>(ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎に 分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに 分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失率を算定している場合には、グループ毎の予想損失率の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権を一つのグループとして予想損失率を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。</p>	<p>(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。</p>	<p>計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する償権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。</p>	<p>予想損失率の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失率の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>(ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎に 分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに 分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失率を算定している場合には、グループ毎の予想損失率の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権を一つのグループとして予想損失率を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する償権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。</p>	<p>(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。</p>
	<p>ロ．売却可能な市場を有する償権について、合理的に算定された当該償権の売却可能額を回収見込額とし、償権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法</p>	<p>ロ． 分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する償権について、当該償権の売却可能額を回収見込額とし、償権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該償権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、 分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p>		<p>ロ．売却可能な市場を有する償権について、合理的に算定された当該償権の売却可能額を回収見込額とし、償権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法</p>	<p>ロ． 分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する償権について、当該償権の売却可能額を回収見込額とし、償権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該償権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、 分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p>	
				<p>ハ．DCF法</p>	<p>ハ．DCF法に基づき貸倒引当金を計上する場合 要注意先に対する償権のうちDCF法に基づき貸倒引当金を計上する方法(上記(1)ロ.(イ)～(ニ))に準じて算定しているかを検証する。 ただし、キャッシュ・フローの見込期間については、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを</p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
					合理的に見積ることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合は3年程度としているかを検証する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・ 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況 (略) (新設)		2. 「コンプライアンス環境」のチェック	2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況 (略) <u>(7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</u> <u>顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</u> <u>テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。)</u> <u>顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</u> <u>顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。</u> <u>顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</u>	(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
・ 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	(略) 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法486条1項)・背任罪(刑法247条)・業務上横領罪(刑法253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法 (6) 組織犯罪処罰法		1. 法規制の概要	(略) 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法486条1項)・背任罪(刑法247条)・業務上横領罪(刑法253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法 (6) 組織犯罪処罰法	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 預金保険法			(7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 預金保険法 (9) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律	
	2. 「銀行経営」に関する法規制 (主なもの)	1. 増資ルール違反(商法280条ノ2以下) 2. 虚偽のディスクロージ(銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条) 3. 粉飾決算・違法配当(商法290条、486条、489条) 4. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(銀行法13条ノ2) 5. 役員兼任禁止違反(銀行法7条、65条) 6. 他業禁止業務(銀行法12条、65条) 7. 監督当局への報告(銀行法53条、63条) 8. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与 - - - 商法294条ノ2、497条) 9. 疑わしい取引の届出等(組織犯罪処罰法第54条) 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合(独禁法3条)		2. 「銀行経営」に関する法規制 (主なもの)	1. 増資ルール違反(商法280条ノ2以下) 2. 虚偽のディスクロージ(銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条) 3. 粉飾決算・違法配当(商法290条、486条、489条) 4. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(銀行法13条ノ2) 5. 役員兼任禁止違反(銀行法7条、65条) 6. 他業禁止業務(銀行法12条、65条) 7. 監督当局への報告(銀行法53条、63条) 8. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与 - - - 商法294条ノ2、497条) 9. 疑わしい取引の届出等(組織犯罪処罰法第54条) 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合(独禁法3条) 11. 本人確認等(本人確認法3条、外為法17条、18条、22条の2、 <u>22条の3第2項</u>) 12. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法4条、外為法18条の3、 <u>22条の2、22条の3第2項</u>) 13. 取引記録の作成、保存(本人確認法5条)	
	3. 「貸付業務」に関する法規制 (主なもの)	1. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(銀行法13条) 2. 不法な用途目的に対する貸付 (1) 売春防止法13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法60条、62条) (3) 公序良俗違反(民法90条) 3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。)		3. 「貸付業務」に関する法規制 (主なもの)	1. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(銀行法13条) 2. 不法な用途目的に対する貸付 (1) 売春防止法13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法60条、62条) (3) 公序良俗違反(民法90条) 3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。)	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		4. 取締役に対する貸付（銀行法14条） (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載（銀行法19条） 5. 金利制限違反（利息制限法など） 6. 浮貸し（出資法3条、刑法253条、商法486条） 7. 過大な歩積・両建預金（独禁法19条） 8. 情実融資（商法486条）			4. 取締役に対する貸付（銀行法14条） (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載（銀行法19条） 5. 金利制限違反（利息制限法など） 6. 浮貸し（出資法3条、刑法253条、商法486条） 7. 過大な歩積・両建預金（独禁法19条） 8. 情実融資（商法486条） <u>9. 本人確認（本人確認法3条）</u> <u>10. 本人確認記録の作成、保存（本人確認法4条）</u> <u>11. 取引記録の作成、保存（本人確認法5条）</u>	
	4. 「預金業務」に関する法規制（主なもの）	1. マル優預金の濫用（無資格者、資格喪失者、限度額超過）（所得税法10条） 2. マネー・ローダリング（本人確認の懈怠 - 外為法18条、金融機関等による疑わしい取引の届出等 - 組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び収受 - 組織犯罪処罰法第10条及び第11条） 3. 預金者等に対する情報提供（銀行法12条ノ2） 4. 導入預金（預金等に係る不当契約の取締に関する法律） 5. 預金保険機構への預金等に関する資料提出に必要なデータベース及び電子情報処理組織の整備等（預金保険法55条の2） 6. 不適当な紹介預金 7. ノン・バンクを利用した協力預金		4. 「預金業務」に関する法規制（主なもの）	1. マル優預金の濫用（無資格者、資格喪失者、限度額超過）（所得税法10条） 2. マネー・ローダリング（金融機関等による疑わしい取引の届出等 - 組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び収受 - 組織犯罪処罰法第10条及び第11条） 3. 預金者等に対する情報提供（銀行法12条ノ2） 4. 導入預金（預金等に係る不当契約の取締に関する法律） 5. 預金保険機構への預金等に関する資料提出に必要なデータベース及び電子情報処理組織の整備等（預金保険法55条の2） 6. 不適当な紹介預金 7. ノン・バンクを利用した協力預金 <u>8. 本人確認（本人確認法3条、外為法18条、22条の2）</u> <u>9. 本人確認記録の作成、保存（本人確認法4条、外為法18条の3、22条の2）</u> <u>10. 取引記録の作成、保存（本人確認法5条）</u>	
	5. 「付随業務」に関する法規制（主なもの） ・証券業務 ・投信窓販業務 ・外為業務	1. 証券業務 (1) 不当勧誘行為（取引一任勘定取引など）の禁止（証取法42条） (2) 損失補填の禁止（証取法42条の2） (3) 詐欺的行為の禁止（証取法157条、158条、168条ないし171条） (4) 相場操縦の禁止（証取法159条など） (5) インサイダー取引の禁止（証取法163条ないし167条）		5. 「付随業務」に関する法規制（主なもの） ・証券業務 ・投信窓販業務 ・ <u>保険募集業務</u> ・外為業務	1. 証券業務 (1) 不当勧誘行為（取引一任勘定取引など）の禁止（証取法42条） (2) 損失補填の禁止（証取法42条の2） (3) 詐欺的行為の禁止（証取法157条、158条、168条ないし171条） (4) 相場操縦の禁止（証取法159条など） (5) インサイダー取引の禁止（証取法163条ないし167条） 2. <u>保険募集業務</u>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>2. 外為業務</p> <p>(1) 確認義務（外為法17条ないし18条）</p> <p>(2) 事後報告（外為法6章の2）</p>			<p>(1) 保険募集の制限（保険業法275条）</p> <p>(2) 権限等の明示・開示（保険業法294条、296条、297条）</p> <p>(3) 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為（保険業法300条）</p> <p>3. 外為業務</p> <p>(1) 確認義務（外為法17条）</p> <p>(2) 本人確認（外為法18条、22条の2、22条の3第2項）</p> <p>(3) 本人確認記録の作成、保存（外為法18条の3、22条の2、22条の3第2項）</p> <p>(4) 事後報告（外為法6章の2）</p>	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
事務リスク管理態勢 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 営業店の役割	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(新設)	(新設)		(4) 顧客管理	(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。 テロ資金供与又はマネー・ローダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。	(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
	(4) 自店検査の機能発揮	(4) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。 また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。		(5) 自店検査の機能発揮	(5) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。 また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
事務取扱等	(1) 内部業務	(1) 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 現金・現物の管理 イ．役員者による残高管理 ロ．現金事故の連絡 便宜扱い等の異例扱いによる取引 イ．便宜扱い等の異例扱いの記録 ロ．営業店長又は役員者の承認 ハ．便宜扱い等の異例扱いの補完処理 ニ．便宜扱い等の異例扱いの多発先、経常先及びその担当者等のチェック 役員キーを使用する取引 イ．起算取引などの特殊取引のチェック ロ．役員キーを必要とする重要取引の選別 過振りの発生状況 イ．決済懸念のない先等過振先の確定 ロ．資金負担の発生する取引に対する事前の承認 書損証書等の取扱 手数料徴求・物件費支払い 喪失届の取扱 総合振込、資金化前振込の管理 店頭預り物件の保管状況 CDカードの管理 手形取扱、小切手取扱、内国為替取扱・送金、外国為替 マネー・ローダリング関連 イ．本人確認の懈怠(事務ガイドライン「別添連絡文書集」麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローダリングの防止について)口座の開封、貸金庫の貸与、保額預り、信託取引又は大口現金取引を行う場合(事務ガイドライン) ロ．金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ハ．犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)		(1) 内部業務	(1) 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 現金・現物の管理 イ．役員者による残高管理 ロ．現金事故の連絡 便宜扱い等の異例扱いによる取引 イ．便宜扱い等の異例扱いの記録 ロ．営業店長又は役員者の承認 ハ．便宜扱い等の異例扱いの補完処理 ニ．便宜扱い等の異例扱いの多発先、経常先及びその担当者等のチェック 役員キーを使用する取引 イ．起算取引などの特殊取引のチェック ロ．役員キーを必要とする重要取引の選別 過振りの発生状況 イ．決済懸念のない先等過振先の確定 ロ．資金負担の発生する取引に対する事前の承認 書損証書等の取扱 手数料徴求・物件費支払い 喪失届の取扱 総合振込、資金化前振込の管理 店頭預り物件の保管状況 CDカードの管理 手形取扱、小切手取扱、内国為替取扱・送金、外国為替 テロ資金供与・マネー・ローダリング関連 イ．本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の保存等(本人確認法3条、4条、5条、外為法17条、18条、18条の3、22条の2、22条の3第2項) ロ．金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ハ．犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	

	(改訂前)			(改訂後)		
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(新設)	(新設)		(6) 保険関係業務	(6) 保険関係業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 <u>責任者等を置くなど責任体制の確立</u> <u>保険業法等に沿った規定の整備</u> <u>職員に対する周知徹底</u> <u>適切な業務運営の確保</u> イ 取引上の優越的地位を不当に利用して保険募集をするなどの弊害を防止するための措置の徹底 ロ 保険商品のリスク等について顧客に対する適切かつ十分な説明及び運用状況等の情報提供	
	(6) その他業務	(6) その他業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 商品ファンド イ．名義貸し、金銭等の貸付・媒介、不当な勧誘等禁止行為等の投資家保護等のための規制に留意した業務運営の確保 ロ 元本割れ等のリスクを伴う商品であることの顧客に対する適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 抵当証券 イ．名義貸し、不当な勧誘等禁止行為等の購入者保護のための規制に留意した業務運営の確保 ロ 元利金を保証する契約であるか否か等商品内容についての購入者に対する適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 貸付債権信託 イ．顧客の知識や経験等に応じた勧誘 ロ．顧客への適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 小口債権販売 地方公共団体等に対する債権の流動化 一般貸付債権の流動化 ローン・パーティシペーション 外為業務 イ．金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ロ．犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)		(7) その他業務	(7) その他業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 商品ファンド イ．名義貸し、金銭等の貸付・媒介、不当な勧誘等禁止行為等の投資家保護等のための規制に留意した業務運営の確保 ロ 元本割れ等のリスクを伴う商品であることの顧客に対する適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 抵当証券 イ．名義貸し、不当な勧誘等禁止行為等の購入者保護のための規制に留意した業務運営の確保 ロ 元利金を保証する契約であるか否か等商品内容についての購入者に対する適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 貸付債権信託 イ．顧客の知識や経験等に応じた勧誘 ロ．顧客への適切かつ十分な説明 ハ．職員に対する周知徹底 小口債権販売 地方公共団体等に対する債権の流動化 一般貸付債権の流動化 ローン・パーティシペーション 外為業務 両替業務	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<u>ハ．金融機関等の本人確認義務</u> <u>ニ．金融機関等の本人確認の実施状況の報告(外為法第55条の2)</u> 両替業務 <u>イ．金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条)</u> <u>ロ．犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)</u> <u>ハ．金融機関等の本人確認義務</u>				

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(7) 債権の分類基準 (略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を分類、これ以外の回収の見込がない部分を分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で分類とする。	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である。分類と回収の見込みがない部分である。分類に分類するものとし、分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を分類としているかを検証する。 ロ.実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	(略)	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を分類、これ以外の回収の見込がない部分を分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で分類とする。	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である。分類と回収の見込みがない部分である。分類に分類するものとし、分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を分類としているかを検証する。 ロ.実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	(略)

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法 (略) (4) 担保による調整 (略) 処分可能見込額	(略) 上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	(略) 担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85% ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。	(略) (注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。	(略) 上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	(略) 担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85% ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点	(略) (注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。 (注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 (注)「鑑定評価額」

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	リスク管理体制の整備	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理体制の整備	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
適切なリスク管理態勢の確立(略) 2. 審査管理	(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行なうための牽制機能が確保されているか。		(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行なうための牽制機能が確保されているか。	
	(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門等により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門等が、営業推進部門に対して、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行なうなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかを検証しているか。		(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門等により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、 <u>健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行なうなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを</u> 検証しているか。	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株式	<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の時価</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。</p>		<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の時価</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味してして算定しているかを検証する。 <u>デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。</u></p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p>自己資本比率等に関する検査について</p> <p>・自己資本比率の正確性の検証</p> <p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドラインに照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1．資本勘定に算入される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得(期末一時差異の将来加減算調整前)の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。</p> <p>2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4．海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5．決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6．決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7．その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p>	<p>自己資本比率等に関する検査について</p> <p>・自己資本比率の正確性の検証</p> <p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1．資本勘定に算入される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得(期末一時差異の将来加減算調整前)の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。</p> <p>2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4．海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5．決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6．決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7．その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p> <p>8．退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・</p>

(改訂前)	(改訂後)
	税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。
(略)	(略)